



平成 24 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 : 富士精工株式会社
代 表 者 名 : 取締役社長 森 誠
コ ー ド 番 号 : 6 1 4 2 名 証 第 2 部
問 合 先 : 常務取締役 鈴木 龍城
T E L : 0 5 6 5 - 5 3 - 6 6 1 1

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成24年4月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記要領により、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、当社取締役及び監査役、幹部社員ならびに当社子会社等の取締役に對し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成24年5月24日開催予定の当社第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

なお、会社法第361条第1項第3号及び第387条第1項の規定に基づき、当社取締役及び監査役に対し金銭でない報酬等として新株予約権を付与することについても、あわせて承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役及び幹部社員ならびに当社子会社等の取締役の業績向上への意欲や士気を一層高めること、当社監査役の適正な監査に対する意識を一層高めることにより、当社グループの健全な経営と株主利益の向上に資することを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 703,000株を上限とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当該条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

（２）新株予約権の総数

703個を上限とする。

なお、このうち当社取締役が付与する新株予約権は130個を上限とし、当社監査役に付与する新株予約権は30個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、上記（１）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

（３）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.35を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、その前の直近終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。

但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員及び当社子会社等の取締役、従業員の地位にあることを要する。

但し、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

但し、業務上にかかる原因により新株予約権者が死亡した場合に限り、取締役会決議によりその相続人の相続を認めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権個数の全部又は一部につき行使することができるものとする。

但し、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、新株予約権者が上記(6)「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割もしくは新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。

なお、この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

新株予約権の行使期間

上記(4)「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(4)「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(5)「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(6)「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記(7)「新株予約権の取得の条件」に準じて決定する。

5. 取締役及び監査役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役及び監査役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役及び監査役に割当てられる新株予約権の総数を乗じた額とする。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

(注)上記内容は、平成24年5月24日開催予定の当社第54回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上